

地方消費税（社会保障費分）の使途について

地方税法（昭和25年法第226号）第72条の115の規定により木祖村に交付された『地方消費税市町村交付金』の使途（使い道）について公表します。

交付金の額（社会保障費分）	交付金の使途（使い道）
25,862 千円	社会福祉協議会交付金

◇社会福祉協議会における主な事業内容

- 募金活動の推進
- 相談事業
 - ・『心配事相談』
 - ・『無料法律相談』 等
- 催しの実施
 - ・『社協だより』の発行
 - ・『災害時支え合いマップ』の見直し事業
 - ・『いきいき講座』の開催 等
- 事業支援等
 - ・『すずめ塾』運営支援
 - ・『手話サークル』運営支援 等